

## 東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正について

### 1 目的、概要

東広島市補助金等交付規則（平成 2 4 年規則第 4 号）の改正に伴い、必要な条文は当該規則によることとし、本要綱の条文等を整理し重複する条文を削除する。また、学校統合に伴い利用料を徴収することなくスクールバスを運行する地域を追加するとともに、押印の見直しの対応を含めて申請等に必要な様式を本要綱から削除し、別途定めることとするもの。

### 2 改正箇所について

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱

	(新)	(旧)
条文	第 8 条から第 1 0 条まで 削除	(補助金の交付等の決定) 第 8 条 (補助金の交付の特例) 第 9 条 (計画の変更) 第 1 0 条
条文	第 1 2 条から第 1 5 条まで 削除	(補助金の額の確定) 第 1 2 条 (補助金の交付の請求) 第 1 3 条 (補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還) 第 1 4 条 (関係書類の保管) 第 1 5 条
附則 3	<u>志和町、福富町、豊栄町、河内町</u> 及び安芸津町に所在する小学校に係るスクールバス事業については、当分の間、 <u>第 1 3 条</u> の規定は、適用しない。	<u>豊栄町</u> 、河内町及び安芸津町に所在する小学校に係るスクールバス事業については、当分の間、 <u>第 2 0 条</u> の規定は、適用しない。
様式	様式 削除	別記様式第 1 号 ～ 別記様式第 1 2 号